川崎市幸区公告第５１号

国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和８年１０月２０日

川崎市幸区長　山口　美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）